

答 申

第1 審査会の結論

長野県警察本部長が行った後述の第2の3の不開示決定は、妥当である。

第2 審査請求の経過

- 1 令和5年(2023年)5月22日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)に基づき、次のとおり保有個人情報開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

令和5年2月11日から令和5年5月22日までの間に、審査請求人が県警本部、塩尻警察署、松本警察署、松本駅前交番及び大手交番の特定の職員に対して面談若しくは電話で相談した記録又は他県の警察、その他の団体からの問い合わせなどを含めた審査請求人に関する全ての記録について

- 2 令和5年5月26日、長野県警察本部長(以下「本件実施機関」という。)は、審査請求人に対して、請求書に形式上の不備があることを理由に、保有個人情報開示請求書の補正要求(以下「本件補正要求」という。)を行った。
- 3 令和5年6月13日、本件実施機関は、本件請求について、審査請求人が本件補正要求に応じなかったとの理由により、不開示決定(以下「本件決定」という。)を行った。
- 4 令和5年8月19日、審査請求人は、長野県公安委員会(以下「本件諮問機関」という。)に対し、本件決定の取消し及び全部開示決定を求めて審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書により行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 住民票の写しの提出について
郵送による請求の際に住民票の写しの提出が必要なことについては、適正であり、意味を理解した。

2 保有個人情報を持定するに足りる事項の記載について

電話により確認するなど保有個人情報を持定する努力や資料提供に努めていない。
また、私の書き方でも意味は通じるし、補正したとしても、字が読めないと永久に繰り返す可能性がある。

第4 本件諮問機関及び本件実施機関の主張の要旨

本件諮問機関及び本件実施機関（以下「本件諮問機関等」という。）が弁明書及び意見陳述により行った主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件補正要求及び補正の参考事項の提供について

本件請求における請求書に不備があると認められたため、審査請求人に対し、法第77条第3項の規定に基づき、期限を付して本件補正要求を行った。その際、次のとおり補正の参考となる事項の提供及び補正を求めた理由を明らかにしている。

(1) 住民票の写しの提出について

本件請求は、審査請求人から郵送により提出されたものであるが、住民票の写しが提出されていない。個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「法施行令」という。）第22条第2項の規定に基づき、請求書を送付して開示請求をする場合は、本人確認書類を複写機により複写したもののほか、住民票の写しの提出が必要となることから、住民票の写しを提出すること。

なお、住民票の写しは、開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限られ、また、市町村が発行する公文書であって、その複写物による提出は認められないこと。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の持定について

開示を請求する保有個人情報の記載が曖昧であり、判読できない部分もあるため、本件請求に係る保有個人情報を持定することができないことから、具体的な事案・相談内容その他の開示請求に係る保有個人情報を持定するために必要な事項を保有個人情報開示請求補正書（以下「補正書」という。）に記載すること。

2 補正書の提出について

本件補正要求を行った後、定めた期限を過ぎても審査請求人から補正書の提出はなく、請求書の補正がされなかったため、本件決定を行った。

第5 審査会の判断理由

1 本件請求の内容について

本件請求の内容は、令和5年2月11日から令和5年5月22日までの間に審査請求人が複数の警察署及び交番に相談した記録、他県の警察、他の団体等からの問い合わせなどを含めた審査請求人に関する全ての記録を求めるものである。

2 本件決定の妥当性について

本件実施機関は、本件請求について、審査請求人が本件補正要求に応じなかったとの理由により、本件決定を行った。

審査請求人は、保有個人情報を持定するために必要な情報提供を受けておらず、また、補正したとしても字が読めないと永久に繰り返す可能性があると主張する。

一方、本件諮問機関等は、本件補正要求により補正の参考となる事項を審査請求人に提供するとともに、補正を求めた理由を明らかにしていると主張する。

本件決定が妥当であるというためには、審査請求人が補正に応じなかったため不開示決定を行った旨の本件諮問機関等の説明に不合理な点がないことが必要であることから、以下検討する。

(1) 請求書を送付して開示請求する際に必要な本人確認書類について

請求書を送付して開示請求する際に必要な本人確認書類は、法施行令第22条第2項各号において次のように規定されている。

ア 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

イ その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長等が適当と認める書類であって、開示請求をする日の前30日以内に作成されたもの

(2) 請求書に記載すべき事項について

請求書に記載すべき事項は、法第77条第1項各号において、次のように規定されている。

ア 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

イ 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 法第77条第3項に基づく補正要求について

法第77条第3項には、「行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（中略）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と規定されている。

また、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」では、「形式上の不備」がある場合として、本人確認書類の提出がない

場合や法第77条第1項第2号の保有個人情報に特定するに足りる事項の記載が不十分であるため、開示請求に係る保有個人情報が特定されていない場合を例示している。

(4) 本件補正要求及び本件決定の妥当性について

本件実施機関は、第4の1の(1)及び(2)のとおり本件補正要求を行った。以下、法第77条第3項に基づく本件補正要求と本件決定の妥当性について、順次検討する。

ア 第4の1の(1)について

第4の1の(1)は、住民票の写しの提出について、補正を命じたものである。

(ア) 住民票の写しの提出について

本件請求において、審査請求人は、請求書を送付して開示請求を行っている。(1)のとおり請求書を送付して開示請求する際には、住民票の写しの提出が必要とされているが、本件諮問機関等の主張や本件諮問機関等から提出された開示請求に係る資料を確認したところ、審査請求人が住民票の写しを提出しているという事情は認められなかった。

以上のことから、本件請求では本人確認書類として住民票の写しの提出が必要であるにも関わらず、その提出がなかったことから、(3)のとおり請求書の形式上の不備があるとして法第77条第3項に基づき補正を求めることができるものと認められる。

(イ) 補正の参考となる情報について

補正要求書を確認したところ、法施行令第22条第2項の規定により住民票の写しの提出が必要である旨の記載がされていることから、本件実施機関が審査請求人に対して補正の参考となる情報の提供をしていたことが認められる。

(ウ) 補正の期間について

本件実施機関は、補正の期間を本件補正要求の通知日を含めて15日間設けており、社会通念上必要とされる合理的な期間が定められていなかったとは言いがたい。

(エ) 補正書の提出について

本件補正要求に対して、提出期限を過ぎても審査請求人から補正書の提出はなかったとの実施機関の主張に不合理な点はない。

したがって、本件実施機関が、本人確認書類としての住民票の写しが提出されていないという請求書の形式上の不備により、審査請求人に本件補正要求を行った判断は妥当であり、審査請求人が本件補正要求に応じなかったことを理由に行った本件決定は、妥当である。

イ 第4の1の(2)について

アで述べたとおり、本件実施機関が本件請求について不開示決定を行った判断は、結論において妥当であるため、第4の1の(2)の記載が不十分であ

るとして不開示決定したことの妥当性については、判断しない。

3 審査請求人及び本件諮問機関等のその余の主張について

審査請求人及び本件諮問機関等のその余の主張は、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

本件実施機関は、本件決定を行うに当たり、第4の1の(2)のとおり請求書の文字を判読できないために保有個人情報の特定ができなかったことも理由に挙げている。しかし、過去には、同一の請求者から本件請求と同様の請求書により保有個人情報を特定している事例がある。また、本件における請求書を確認したところ日付、警察署名、交番の場所、課名や担当者名について、判読可能な部分はある。これらを踏まえ、本件実施機関におかれては、本件請求書から真に保有個人情報を特定できなかったと言えるか改めて検証をお願いしたい。そして、今後同様の請求があった際には、請求書の文字の判読により一層努めていただくとともに、請求書の文字が判読できないことを理由とする不開示決定を行う場合には、請求者の人格尊重の理念の下に、さらに慎重な判断がなされることが望まれる。

第6 審査経過

令和6年（2024年） 4月5日 諮問

令和7年（2025年） 1月28日 本件諮問機関からの意見聴取及び審議

3月19日 審議終結